



《親文》

亥年可レ納御成ケ之事

一 五拾八貫六百七十三文 高辻

此内九貫七百七十八文 免式つ引

残四拾八貫八百九十五文 當納

右来十一月中に皆済為一者也、仍如レ件

亥十月三日 伊備前

三波河 名主中

百姓中

(以下略)

《読み下し文》

亥年納むべき御成ケ（おんなりか）の事

一 五拾八貫六百七十三文 高辻

此の内九貫七百七十八文 免式（ふた）つ引き

残つて四拾八貫八百九十五文 當納め

右来たる十一月中に皆済為（たる）べき者也、仍つて件（くだん）の如
（ごと）し

亥十月三日 伊備前

三波河 名主中

百姓中

《用語》

【亥年】慶長四年（一五九九年）。

【成ケ、成箇・なりか】取箇のこと。江戸時代、田畑の収穫物のうち幕府・領主の取り分。取ケとも書く。すなわち取前の意で、年貢・成箇・物成・取と同じ意味。ただし若干の使用法の相違があり、取箇は地租のみを称し（安藤博編『県治要略』）、田畑の石高に対する取前の意味として使われる場合が多い。

【貫】銭を数える単位。一文銭千枚を一貫とする。江戸幕府は、寛永通宝（一文銭）を鑄造するようになってから、銭と金の比価を四貫文対一両と公定した。

【高辻】年貢として納めるべき分米（ぶんまい）や石高の合計。

※『地方凡例録』（一七九四年）「右石高と云は、村高の事にて、〈略〉則村だか也、高辻と云も同じ事也、然ども高つぢと云は、一村中の高何ほどありと云時などには高つぢと云、田畑のたかを集めたる儀也」

【免式つ引】損免の割合。中世・近世、干害・虫害・風水害などの自然災害で農作物に被害を受けた田地について、調査・報告にもとづいて租税を減免すること（『日本国語大辞典』）。免式つ引は二割引き、吉ツ四分引は一、四割引き。

【當納】当年に納めるべき年貢。

【皆済・かいさい】年貢を完納すること。かいせい。

【伊備前】伊奈備前守忠次（一五五〇～一六一〇年）。江戸時代前期の伊奈忠次は、天正一八年（一五九〇）八月、徳川家康の関東入国後、武蔵国鴻巣・小室領一万石（または一万三千石）を給され、足立郡小室（埼玉県北足立郡伊奈町）に陣屋を構え、検地・知行割、利根川をはじめ河川の改修工事、新田開発、さらに寺社領、交通制度の諸政策に敏腕を振るい、彼の行った地方仕法は備前検地・備前堀・伊奈流と呼ばれ、のちの幕府の基本政策となった。その支配領域は、関東地方から甲斐・伊豆・駿河・遠江・三河・尾張の東海地方に及び、徳川権力の政治・経済的基盤の拡充に重要な役割を果たした『国史大事典』より）。

【三波河】三波川のこと。旧多野郡鬼石町三波川（現藤岡市三波川）。近世は幕府領。

《解説》

この文書は、「慶長四亥年より同十九寅年迄御割付之写」に含まれた後世の写しであり、便宜上冒頭の慶長四亥年の箇所だけ抜き出し記載した。なお当初作成された原本は、飯塚家文書の中には残されていない。

天正一八年（一五九〇）、北条領国が徳川家康の領国となると、関東の山間地では永高制（土地に課せられる年貢の基準となる高を永楽銭で表示する方法）による検地が順次実施された。上野国緑野郡では、文禄三年（一五九四）に代官頭大久保長安により譲原郷（村）で永高検地が行われていることから、三波川郷（村）でも実施されたと推測される。後述する地詰帳（検地帳の一種）に見える「畑屋敷本納」という記載が、大久保検地にもとづく高辻であろう。また、『飯塚家文書』No.一二二九八の午（文禄三力）年「代官年貢請取状」は、大久保検地の関連史料と見られる。

そして慶長三年に伊奈忠次により再び検地が実施され作成されたのが「上州緑野郡三波河之郷御地詰帳」で、飯塚家文書には慶長三年（一五九八）のもの二冊現存している（No.五四・二四六三）。この検地の結果、三波川郷（村）の高辻が決定され、今回取り上げた文書に見られるような年貢割付が行われたのである。これによれば、村高（検地高辻）を五八貫六七三文とし、この内の二割に当たる九貫七七八文を免除分として、残り四八貫八九五文を当年の年貢高としている。そしてこの年貢は、一月中旬に必ず皆済するように名主・百姓中に伝えていた。

なお本講座（ぐんまの中世・近世文書選）の第五回目で山田家文書に残された同じ年の割付状を掲載しているので、参照されたい。藤岡市譲原の山田家文書には、江戸時代の年貢割付状が非常に良い状態で残されており、特に慶長・元和・寛永という江戸初期のものが多数残されているのは貴重である。近世初期の幕領の年貢を研究する上で、大いに参考になる史料である。

【参考】佐藤孝之『近世山村地域史の研究』（吉川弘文館、二〇一三年）